

みんなの里海づくり支援事業寄附約款

みんなの里海づくり支援事業寄附金（以下「寄附金」という。）の寄附者である法人、個人及び各種団体等（以下「寄附者」という。）と公益財団法人国際エメックスセンター（以下「センター」という。）は、次の条項に合意します。

第1条（目的）

寄附金は、公益財団法人国際エメックスセンター寄附金等取扱規程（以下「取扱規程」という。）第4条に規定する一般寄附金の募集に基づき、公益財団法人国際エメックスセンター定款（以下「定款」という。）第4条のセンターの事業に使用することを目的とした制度です。

第2条（制度の概要）

- 1 寄附者が寄附する寄附金をセンターが一括して管理・運営します。
- 2 センターは、寄附金を活用して、定款第4条に規定するセンターの主たる目的である事業として、みんなの里海づくり支援事業で実施する全国の沿岸域で里海づくりに取り組む民間団体及び里海づくりに資する研究を行っている研究者が行う活動及び研究に必要な経費の一定金額を補助します。

第3条（寄附申込）

寄附者が寄附する場合は、あらかじめ本寄附約款を承認のうえ、所定の寄附申出書（様式1）を提出します。

第4条（寄附金の使途）

- 1 寄附者が寄附した寄附金は、みんなの里海づくり支援事業を運営するための経費として、助成金、専門家の派遣、事務経費等に使用します。
- 2 寄附金の運用状況については、寄附者の皆様に通知します。

第5条（その他）

- 1 寄附者が寄附した寄附金は、理由の如何を問わず返却はいたしません。
- 2 諸事情の変更等により、本寄附約款を変更することがあります。